

月報私学

2024
9
VOL.321



おかやま山陽高等学校は四つの専門科（機械・自動車・調理・製菓）、普通科7コース（特進・総進・公務員・スポーツ・音楽・ビューティ・IT）を持つニッチトップ型の高等学校です。専門科の実習施設はプロ仕様のものが用意され、また、近年では総合型入試対策に特化した特進コースから難関大学への合格者を出しています。

写真提供 学校法人第一原田学園 おかやま山陽高等学校（岡山県浅口市）

CONTENTS

- 令和5年度 私学事業団の業務報告及び決算 2
- 連載㊦ 魅力あふれる学校づくりを目指して 生徒の持ち味を生かし地域で活躍する人材を育成 7
- 特定学校法人等及び短時間労働加入者にかかる届け出／
「貸付（継続）通知書（償還明細表）」等を10月に送付します 9
- 加入者証・加入者被扶養者証廃止に伴う「資格情報のお知らせ」の一斉発送／
マイナンバーカードの健康保険証利用促進のお願い 10
- 加入者証等廃止にかかるQ&A 11
- 被扶養者の再審査と加入者証等の検認を実施します 12
- 定時決定にかかる確認通知書を送付します 13
- 令和5年度 年金積立金の運用状況 14
- 共済定期保険後期募集にかかる学校加入コースのご案内／被扶養者にかかる後期高齢者の住所届／
宿泊所・保養所の年末年始の宿泊予約／様式用紙等の請求方法 16
- ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会 17
- INFORMATION 18
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 20



日本私立学校振興・共済事業団

令和5年度 私学事業団の業務報告及び決算

財務部

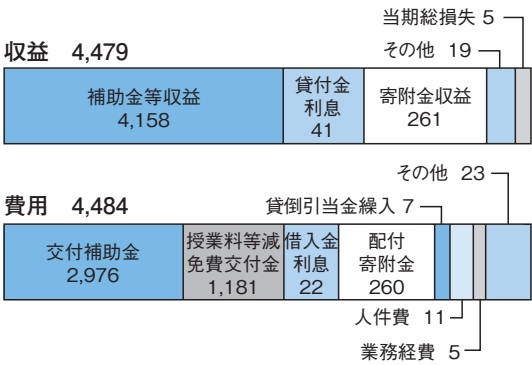
私学事業団の助成業務と共済業務における令和5年度の業務報告及び決算の状況は次のとおりです。なお、決算は文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、私学事業団ホームページ（財務情報▼決算等の公告）に掲載します。詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

助成業務

助成業務では、補助事業、貸付事業、寄付金事業、学術研究振興基金・資金事業、経営支援・情報提供事業、減免資金交付事業、助成事業の七つの事業を行っています。

令和5年度の損益の状況は図1のとおりです。

図1 助成業務（助成勘定）の損益状況（単位：億円）



注) 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表1 補助金交付状況

区分	学校数	交付学校数	補助金総額	補助金の平均額	
				1校当たり	学生1人当たり
大学	624	585	284,975	487	142
短期大学	289	256	12,406	48	144
高等専門学校	4	2	236	118	147
計	917	843	297,617	353	142

注) 表1～3、6については、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表2 貸付金交付状況

区分	貸付件数	実績金額
一般施設費	54	10,705
教育環境整備費	13	7,993
災害復旧費	0	0
公害対策費	0	0
特別施設費	3	636
合計	70	19,333

これにより、年度末の貸付金残高は4803億3267万円となりました。

5年度の貸付事業計画額575億円に対し、貸付実績額は193億3340万円でした（表2）。貸付金の財源は、国の財政融資資金80億円、貸付回収金等113億3340万円となっています。

58法人（70件）に193億3340万円を貸付け

貸付事業

5年度の補助事業計画額2977億9106万円に対し、2976億1698万円を633法人、843校に交付しました（表1）。※補助事業の詳細は、本誌4月号（VOL.316）の2・3頁を参照してください。

寄付金事業

受配者指定寄付金の受入れと配付

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付しています。

5年度の受入計画額280億円に対し、受入実績額は260億2157万円でした。これに前年度繰越金を加えた437億277万円が学校法人に対する配付の財源となりました。配付実績額は259億7110万円となり、財源との差額177億3167万円を次年度に繰り越しました（表3）。年度末に受け入れた寄付金の配付が翌年度以降となったこと等が要因です。

表3 受配者指定寄付金
受入・配付状況

区分	実績額
前年度繰越金(A)	17,681
受入額	一般寄付 25,772
	現物寄付 250
	計(B) 26,022
合計(A)+(B)=(C)	43,703
配付額	一般寄付 25,721
	現物寄付 250
	計(D) 25,971
翌年度繰越金(C)-(D)	17,732

若手・女性研究者奨励金

私立学校における次世代の人材育成を図るため、多様で特色ある研究に対して研究奨励金を交付しています。その財源は、企業等社会一般から幅広く募集する寄付金により賄っています。

表5 学術研究振興資金
交付状況

分野	研究数	交付額
医学	15件	45,600千円
環境科学	1	2,100
理学	6	11,500
工学	1	700
農学	3	8,400
文学	6	7,300
法学	0	0
経済学	3	1,800
家政学	0	0
体育学	1	2,800
教育学	1	400
合計	37	80,600

学術研究振興基金の運用益を学術研究振興資金として私立学校の学術研究のための設備の取得費、維持費等に対し交付しています。

昭和50年度創設の本基金の5年度末保有額は54億1590万円となっています。5年度の交付計画額8000万円に対し、37研究に8060万円を交付しました（表5）。

◆37研究に8060万円を交付

学術研究振興基金・資金事業

表4 若手・女性研究者奨励金
交付状況

分野	研究数	交付額
若手研究者奨励金	37件	14,800千円
女性研究者奨励金	37	14,800
合計	74	29,600

5年度は交付計画額3000万円に対し、74研究に2960万円を交付しました（表4）。

経営支援・情報提供事業

◆私立学校の教育条件及び経営に関する調査・研究・指導・助言

学校法人の依頼に応じて、「経営改善計画の作成支援」「学生募集」及び「人件費の見直し」等の経営上の諸課題について分析資料を提供したうえで、学校法人と本事業団職員が意見交換を行い、解決策を探索する面談形式の経営相談を行いました。経営相談以外にも会計処理等の質問や財務分析等の簡易な要望に電話・メール等で対応しました。

5年度は、「自己診断チェックリスト」を本誌及び私学事業団ホームページに掲載することで周知を図りました。「経営判断指標」については、私学事業団ホームページへの掲載とともに、研修会等において説明を行い、経営判断指標に基づく経営状態の把握とその活用方法の周知に努めました。また、健全な学校法人運営のための参考資料として、大学・短期大学・高等専門学校法人に、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」（経営判断指標の集計結果）を発送しました。

◆私立学校の教育条件及び経営に関する情報収集・提供

学校法人の教育条件及び経営に関する情報収集を行い、学校法人及び関係者に対し情報を提供しています。5年度は、全国の私立学校の財政状況を集計した「今日の私学財政」を発行しました。

した。また、私立大学・短期大学及び私立高等学校の「入学志願動向」、私立大学・短期大学の教育情報を取りまとめた「私立大学・短期大学教育の現状」、経営改善への取り組みべき課題や具体的な手法などを整理した「学校法人の経営改善のためのハンドブック」（第二次改訂版）を私学事業団ホームページで公表しました。

さらに、インターネットを利用した「私学情報提供システム」による財務帳票等の提供や、講演などを通じた情報提供等も行いました。

◆各種セミナーの実施

大学・短期大学法人の理事長や理事を対象に、私学のリーダーの果たすべき役割や、労務等の知識を深め、改革に向けた意識を高めることを目的とした「私学リーダーズセミナー」及び評議員、理事、監事を対象に、改正私立学校法の内容や評議員の新しい役割等を修得することを目的とした「学校法人ガバナンス改革推進セミナー」を、「対面形式」と「オンライン形式」の二つの形式を採用し、それぞれ大阪ガーデンパレス及び東京ガーデンパレスの2会場で開催しました。

また、大学・短期大学の若手職員を対象に、大学職員としての資質向上を図ることを目的とした「私学スタッフセミナー」を京都ガーデンパレス及び仙台ガーデンパレスの2会場で開催しました。

◆大学ポータル

国公私立大学等の教育情報を公表・活用するための共通のなしくみである「大学ポータル」（私学版）を運用管理し、周知を図るための広報活動も行いました。

減免資金交付事業

◆639法人（867校）に1180億9845万円を交付

社会で自立し活躍することができるよう人材を育成するための質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として、大学等を設置している学校法人に授業料等減免費交付金を交付しています。

5年度の交付計画額2064億6595万円に対し、1180億9845万円を639法人、867校に交付しました（表6）。

表6 授業料等減免費交付金交付状況

区分	学校数	交付校数	交付額
大学	623校	590校	111,716百万円
短期大学	284	275	6,349
高等専門学校	4	2	33
計	911	867	118,098

注）令和5年度中に廃止認可を受けた学校を学校総数から除外しています。

助成事業

◆私学研修福祉会に1億1000万円を助成

助成勘定の前年度利益金を財源として、私立学校教職員の資質の向上のため、一般財団法人私学研修福祉会が行う研修事業に助成金を交付し、また、私立学校教職員の福利厚生の実を図るため、年金等給付事業（既年金者年金増額費及び年金等給付整理資源）を対象として、本事業団の厚生年金勘定へ繰り入れを行っています。

5年度の計画額は、助成金1億1000万円、厚生年金勘定への繰り入れ4769万円であり、これに対して助成金の交付実績は同額、厚生年金勘定への繰り入れ実績は4201万円でした。

共済業務

共済業務では、短期（医療）給付事業、年金等給付事業及び福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付けの各事業）の三つの事業を行っています。

加入者数・標準報酬平均月額・標準賞与平均年額

令和5年度末の加入者数は62万5852人となり、表7のとおり、前年度より5300人増加しました。

掛金等の算定基礎となる標準報酬平均月額及び標準賞与平均年額は、それぞれ表8、表9のとおりです。

表7 加入者数

令和4年度末	令和5年度末	対前年度増減	
		人数	伸び率
620,552人	625,852人	5,300人	0.85%

表8 標準報酬平均月額

令和4年度末	令和5年度末	対前年度増減	
		金額	伸び率
377,825円	379,549円	1,724円	0.46%

表9 標準賞与平均年額(※)

令和4年度末	令和5年度末	対前年度増減	
		金額	伸び率
1,260,334円	1,261,575円	1,241円	0.10%

※標準賞与平均年額は、年度末時点の加入者にかかる当年度内に支給された標準賞与の総額を年度末時点の加入者数で除して得た数値です。

短期（医療）給付事業

◆介護分掛金率を引き下げ

加入者や被扶養者の病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などにかかる給付の他、介護保険制度にかかる介護納付金や高齢者医療制度にかかる支援金などの納付を行っています。

収益は、介護分掛金率の引き下げにより介護掛金収入が11億円減少しましたが、加入者数の増加により掛金収入が41億円増加したことなどから、前年

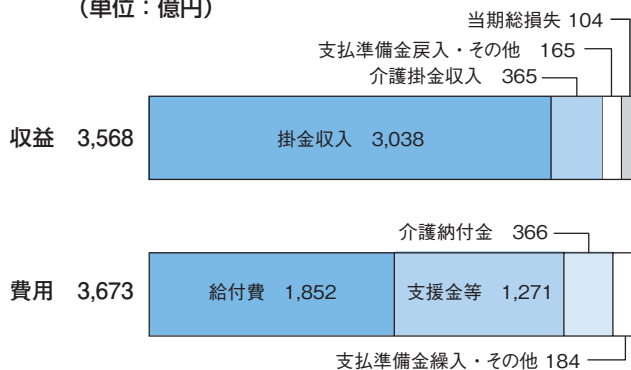
度より43億円（1・2％）増加し、3568億円となりました。

費用は、給付費が127億円、支援金等が78億円増加したことなどから、前年度より214億円（6・2％）増加し、3673億円となりました。

損益は、前年度から171億円（256・6％）の減益となる104億円の当期総損失を計上することになりました。この損失は積立金により整理されることとなります（図2）。

なお、介護分掛金率は、介護納付金の減少に伴い、4月より0・085ポイント引き下げ、1・677％に変更しました。

図2 短期（医療）給付事業（短期勘定）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

年金等給付事業

◆厚生年金勘定

厚生年金勘定では、厚生年金保険法に規定する加入者の老齢、障害又は死亡にかかる年金又は一時金の給付、経過的な共済年金の給付の他、基礎年金拠出金、厚生年金拠出金などの納付を行っています。

収益は、保険料収入や運用収入が増加したことなどから、前年度より2084億円（18・4％）増加し、1兆3400億円となりました。

費用については、給付費が増加しましたが、拠出金が減少したことなどから、前年度より263億円（2・7％）減少し、9547億円となりました。

損益は、前年度より2347億円（155・8％）の増益となる3853億円の当期総利益を計上することになりました。この利益は、将来の年金等給付のために積み立てることになります（図3）。

年度末の年金者数は60万4208人で前年度より1万9213人（3・28％）増加しました。

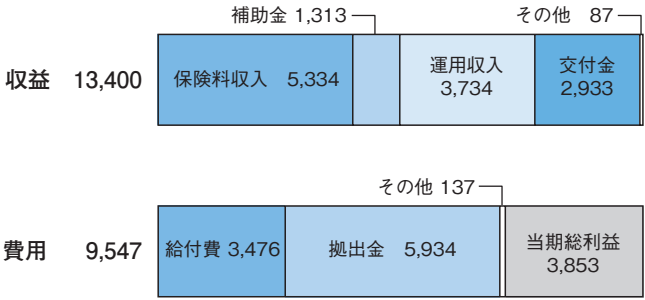
◆**退職等年金給付勘定**

退職等年金給付勘定では、加入者の退職、職務上の障害又は死亡にかかる年金又は一時金の給付などを行っています。

2年10月より、加入者及び学校法人等の負担を軽減するため、厚生年金勘定職域年金経理から掛金率0・3%相当額を受け入れ、当該受入金を財源として掛金率の軽減を図り1・20%としています。

収益は、掛金収入、受入金及び運用収入が増加したことから、前年度より13億円（2・5%）増加し、529億円となりました。

図3 年金等給付事業（厚生年金勘定）の損益状況（単位：億円）



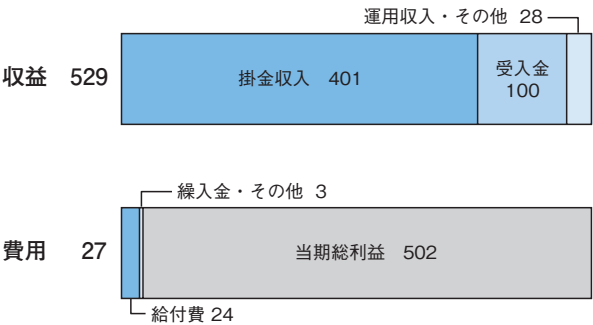
注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

◆**人間ドック利用費用補助や特定健康診査・特定保健指導等を実施**

加入者や被扶養者の健康の保持増進

保健事業

図4 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の損益状況（単位：億円）



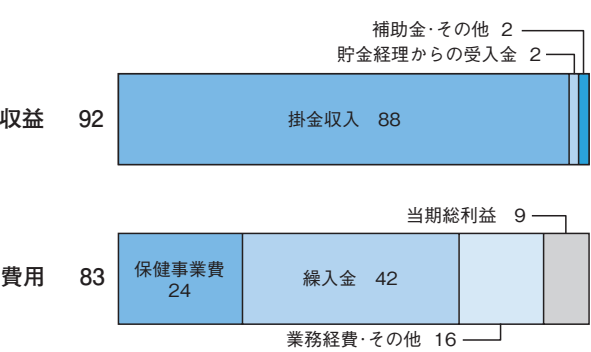
注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

費用は、給付費が増加したことなどから、前年度より5億円（23・5%）増加し、27億円となりました。

損益は、前年度より8億円（1・6%）の増益となる502億円の当期総利益を計上しました。この利益は将来の年金等給付のために積み立てることになります（図4）。

年度末の年金者数は7万7999人で前年度より1万2029人（18・23%）増加しました。

図5 保健事業（保健経理）の損益状況（単位：億円）



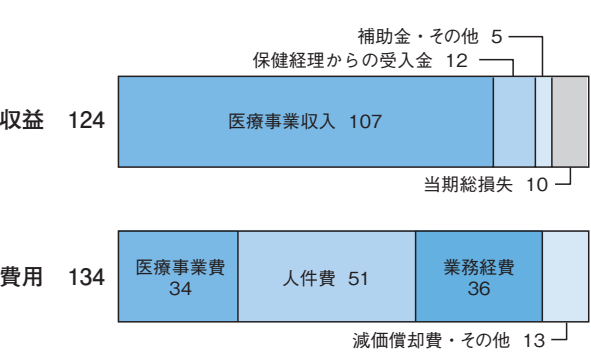
注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

を目的として、人間ドック利用費用補助、特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、契約施設の割引事業などの保健事業を行っています。

5年度の保健事業費は24億円でした。そのうち人間ドック利用費用補助が約53%、特定健康診査等の給付費が約15%を占めています。また、医療経理へ12億円、宿泊経理へ31億円、計42億円を繰り入れました（図5）。

※福祉事業分の掛金収入は保健経理で受け入れ、医療経理・宿泊経理へ資金の繰り入れを行っています。

図6 医療事業（医療経理）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

◆**直営医療施設を運営**

東京臨海病院を運営しています。

収益は、新型コロナウイルス関連補助金等が減少したことから、前年度より18億円（12・5%）減少し、124億円となりました。

費用については、人件費や業務経費は減少しましたが、医療事業費や減価償却費が増加したことから前年度より2億円（1・4%）増加し、134億円となりました（図6）。

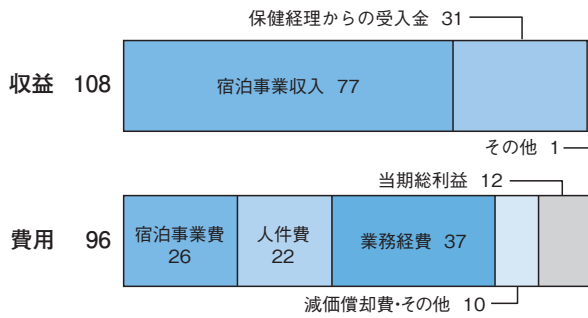
宿泊事業

◆直営宿泊施設を運営

ガーデンパレスや宿泊所・保養所を全国16か所で運営しています。収益は、宿泊事業収入が増加したことから、前年度より23億円（26・6％）増加し、108億円となりました。

費用は、材料費等の高騰により宿泊事業費や業務経費が増加したことなどから、前年度より9億円（10・1％）増加し、96億円となりました（図7）。

図7 宿泊事業（宿泊経理）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

貯金事業

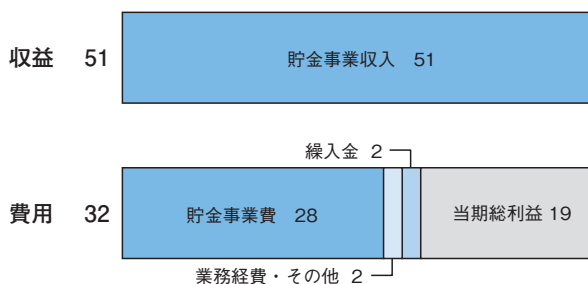
◆積立貯金残高は1兆2670億円

積立貯金、積立共済年金及び共済定期保険の事業を行っています。収益は、信託収益の増加により貯金

事業収入が増加したことから、前年度より2億円（5・0％）増加し、51億円となりました。

費用は、支払利息の減少により貯金事業費が減少したことから、前年度より6億円（16・4％）減少し、32億円となりました（図8）。

図8 貯金事業（貯金経理）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

なお、積立貯金の年度末の加入者数は18万2248人、貯金残高は1兆2670億円となっています。また、積

立共済年金の加入者数は3万3463人、共済定期保険の加入者数は6万3821人となりました。

貸付事業

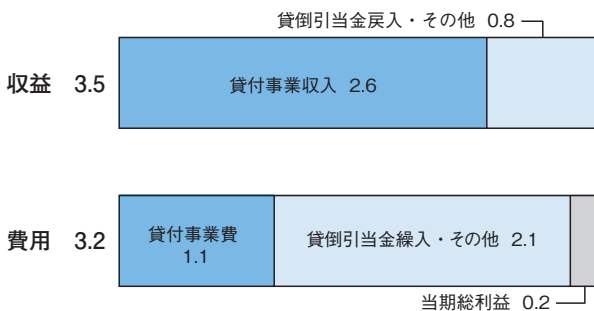
◆貸付残高は196億円

加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける事業を行っています。

収益は、貸付金残高の減少により利息収入は減少しましたが、その他の収入が増加したことから、前年度とほぼ同額の3・5億円となりました。

費用は、貸付事業費の減少などから前年度より0・4億円（10・0％）減少し、3・2億円となりました（図9）。

図9 貸付事業（貸付経理）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

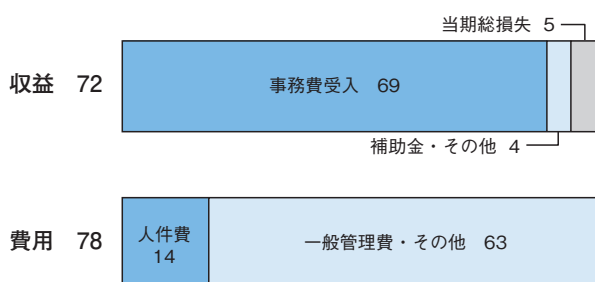
その他事務費等

◆国庫補助金は2億5598万円

短期（医療）給付事業と年金等給付事業の事務に要する費用を賄っています。収益は72億円となり、そのうち国庫補助金として2億5598万円が補助されました。

短期給付や年金等給付の決定、加入者の資格取得、標準報酬月額の設定、掛金等額の調定などの事務に要する費用は78億円になりました（図10）。

図10 その他事務費等（共済業務勘定）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑦

生徒の持ち味を生かし地域で活躍する人材を育成

学校法人第一原田学園

おかやま山陽高等学校 理事長・校長 原田 一成

◆沿革と建学の精神

昨年度創立100周年を迎えた本校は、創始者原田林市が公立小学校の教頭を辞し、「私学でなければできない教育」を行うため、生石高等女学校を創設したことに始まります。その後時代の変化に応じて戦時中に山陽工業学校を設置し、二代目学園長原田雄次の指揮のもと、高度経済成長期を通して主に男性の工業人材（土木科・建築科・工業経営科等）を育成しました。三代目学園長の原田三代治は日本経済の円熟期を睨み、学科の改廃を行い、調理科や自動車科を設置、さらに普通科のコース制（進学、公務員、スポーツ、音楽）をいち早く取り入れました。その後、地域の人材需要に応じてさらに製菓科、普通科内にビューティ、IT等のコースを設置しました。

創立以来一貫する建学の理念は「自律創生 信念貫徹 共存共栄」ですが、これに加えて三代目学園長が好んで使った「持ち味を生かす」というスローガンが本校の現状をよく表す言葉としてふさわしいと考えています。

◆好きなことで誰にも負けない自分になる

「人には必ず一つ以上、他人より優

助成業務



調理科総合実習室

れたところがある」との信念のもと、本校のカリキュラムは専門教育・特色教育に特化した内容で構成されています。同時に、向いていないこと、不得手なことに時間を割くより、その生徒が好きなこと、得意なこと、向いていることで誰にも負けない自分になるために時間を使うべきとも考えています。現在、四つの専門学科（機械・自動車・調理・製菓）と普通科7コース（特進・総合進学・公務員・スポーツ・音楽・ビューティ・IT）に約1000

名の生徒が在籍しています。

他校にはあまり見られず、同時に、地域社会を維持するために必須な内容を学べる学科・コースを多く持つ本校には、現在約90%の生徒が第一志望（専願）で入学しています。そのため、生徒のモチベーションレベルは非常に高く、教える側も、専門領域での職業を経験した後に教員になった者が多いので、専門学校と同等レベルの資格をリーズナブルに取得できる点が魅力となっています。

部活動では昨年度夏の甲子園でベスト8に輝いた硬式野球部、日本一を何度も勝ち取った空手道部、全国大会で金賞を受賞した吹奏楽部が好成績を出していますが、学校としては最優先のテーマとして「卒部する時、すべての部員が満足して旅立つ部であり、自分の子どもを入れたいと思えるような部である」を実現することを指導者に求めています。

◆プロ仕様の実習設備と生徒の過ごしやすい空間づくり

それぞれの科・コースには専用の実習棟・実習室があり、特に専門学科では本格的な設備を備えています。実業高等学校では、社会で通用する人材を育てるには、現場と同じ施設・設備を使って学ばせないと考えます。そのため、機械科、自動車科、調理科、製菓科ではプロ仕様の実習設備が揃っています。

また、スポーツコースには専用の野球場、サッカー場、レスリング道場等

があり、音楽コース（吹奏楽部）のためにはクラシック音楽専用設計された音楽ホール（おんじホール、450名収容）があります。

創立100周年の記念事業として、本館を新しく建設した際、別の棟と連結する渡り廊下を拡張してテラススペース（令月テラス）を設置しました。昼休みや放課後の生徒の憩いの場となっており、「ここだけ大学みたい」と好評です。

また、新本館の屋上には天文台を設置しました。天文台にある口径50cmのナスミス式反射望遠鏡は、県下の高校で最大規模です。



令月テラス

◆地域社会への貢献

高等学校は地域社会にとって、地域活性化のためのインフラとなりうる可

能性を秘めていると考えます。「地元におかやま山陽高校があつてよかった」と言ってもらえるよう、地元に戻元できる活動に力を入れています。

本校が所在する浅口市には、飲食店等の商業施設は多くなく、高齢者を中心に外食難民も多くみられます。

本校では2018年に学校の近くにある池のほとりにカフェをオープンしました。調理科・製菓科の生徒には将来カフェ経営を目指す者も多く、その実地研修の場として活用しています。学校が建設した店舗を外部の専門家に格安で貸与し、その際、本校生徒をアルバイト雇用することを条件としました。本稿執筆時点では諸事情により一時閉店していますが、早期の営業再開を計画中です。

また、ユニークな取り組みとしては、毎月2日間、ラーメン店を営業しています。近隣住民の要請により買収した建物の中に、飲食店舗スペースがあり、それを見たラーメンマニアの教員がどうしても店をやりたいということで特別に許可しました。これも格安で貸与する代わりに、調理科の生徒をアルバイト雇用することを条件としています。毎月第3土日の営業日には近隣住民だけでなく、遠方からのラーメンマニアで長い行列ができています。

屋上に新設した天文台は、本校天文同好会の活動の場に加え、地元の子どもたちが気軽に星空を楽しめる公開天文台として運用する計画です。浅口市には研究用の巨大な天文台が複数あり

天文のまちを名乗る一方で、地元住民が星を楽しむ公開観測施設はありません。そこでこの天文台を公開するための経費を市に支出してもらい、天文同好会の生徒が「星のソムリエ」の資格を取得し、観測指導・解説に当たることになっています。

さらに、今年の4月からは、吹奏楽部が中学生を対象とした合同練習会「ウインドアンサンブル・ソノリテ」を始めました。地域の公立中学校の在籍者数が減少し、大編成で演奏する機会が得られないという課題に対する提案です。また、本校音楽コースで教鞭をとる各楽器パートの専門講師による指導も好評で、毎回50名ほどの参加者にぎわっています。

◆総合型大学入試に特化した特進コース

専門教育に加え、近年では特別進学コースをはじめとする進学教育にも力を入れています。5年前から国際バカロレアの教員養成を専門とする大学教授をアドバイザーに迎え、大学の総合型入試に特化したカリキュラムを設計、実施しています。その成果として完成年度である昨年度は難関大学への合格を多く出すことができました。

知識蓄積型の一般入試の学力評価と違い、総合型入試ではその大学が求める資質が充分に育っているかを判断します。こと難関大学の面接場面では本人の中に本物の「リサーチクエスチョン」が確立されているか、高校3年間でそのために何をしてきたかが厳しく

問われます。3年間の学びを大学側の視点でデザインし、生徒を効率的にガイドすることが求められます。

前述の大学教授の力をフルに借りながら、まずは教員養成からスタートしたことが功を奏しました。こうした取り組みの結果、本校入学時の偏差値と比較して20以上も上の大学に合格した生徒もいます。



特進コースラーニングコモンズ「BLOOM」

◆本校の柱としての専門教育の堅持

しかし、本校の教育の柱はあくまでも専門教育であると考えています。子どもが持って生まれてきた資質は一人ひとり異なります。そして、誰にでも必ず一つ以上、他人より優れた面、担うべき社会的役割があります。それを早いうちに発見し、その育成に全力を尽くすのが本校の「持ち味教育」です。

最終目標は「自分で飯が食える人間になる」ことです。

昨今の学校教育をとりまく言説を見渡すと、あたかもすべての子どもの基礎学力を向上させ、大学に進ませ、起業家精神を育むべきかのように聞こえることが多々あります。しかし、実際の生徒の持ち味は多様です。

そんな生徒たち一人ひとりの持ち味を生かしたいと考える保護者も一方で増えつつあることを実感しています。

また幸い、本校の立地する岡山県南西部は第二次産業が盛んで、ものづくり人材の需要は非常に高く、高卒採用の初任給は大幅に上がり、就職後数年で恩師の年収を追い抜く生徒も少なくありません。今後も本校が専門教育・職業教育の灯を消すことはないと断言します。

本校教育の特徴を一言で表すならば、「ニッチトップ志向」になります。経営的視点からは「ブルーオーシャン志向」です。普通科を中心とした単線型教育がさらに進む中、どうしてもこれを極めたい、と強く望む生徒のための学びの環境を、これからも可能な限りリーズナブルに提供していきたいと考えています。

◆寄稿者紹介◆

原田 一成（はらだ かずなり）
平成19年に校長就任、平成26年に理事長就任、現在に至る。

特定学校法人等及び短時間労働加入者にかかる届け出

業務部 資格課

◆短時間労働加入者の適用拡大

令和6年10月1日から、現行では「100人を超える」とされている学校法人等の規模要件が「50人を超える」に引き下げられます。この改正により、該当する学校法人等に雇用され、短時間労働加入者の要件に該当する人は、私学共済制度の加入者となります。

◆短時間労働加入者となる要件

- ・週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・賃金の月額が88,000円以上であること
- ・2か月を超える雇用の見込みがあること（通常の加入者の要件と同じ）
- ・学生でないこと
- ・70歳未満の通常の加入者数が50人を超える（51人以上）学校法人等（「特定学校法人等」といいます）であること

◆事前連絡の通知を送付しました

学校法人等单位で5年9月から6年7月の各月の掛金の調定人数が51人以上かどうかを基に、すでに特定学校法人等となっている学校法人等を除いた全学校法人等宛てに次の①～③の3種類に区分し、8月中旬に事前連絡の通知を送付しました。特定学校法人等に

該当する場合は、手続きを行ってください。

①特定学校法人等に該当する

私学事業団で特定学校法人等の登録をしますので、短時間労働加入者の要件に該当する人がいる場合は、専用の報告書「資格取得報告書（短時間労働加入者用）DL」を10月以降速やかに提出してください。

②施行時に特定学校法人等に該当する可能性がある

6年8月又は9月の学校法人等单位で掛金の調定人数を確認し、51人以上に該当する月が過去1年間で6か月以上になる場合は「特定学校法人等該当届書DL」を提出してください。学校法人等で複数の学校を持つている場合は、学校数分の提出が必要となります。短時間労働加入者の要件に該当する人がいる場合は、10月以降に専用の報告書「資格取得報告書（短時間労働加入者用）DL」を提出してください。

③施行時には特定学校法人等に該当しない

特に手続きはありません。その後、本事業団で、過去11か月のうち5か月が51人以上に該当したと確認できた場合は、勸奨を送ります。

「貸付（継続）通知書（償還明細表）」等を10月に送付します

福祉部 貯金・貸付課

貸付規則の一部改正に伴い、令和元年10月に、元年11月から6年10月分までの5年間（最大60回）分の「貸付（変更）通知書（償還明細表）」を送付しました。6年11月時点で、貸付利率は

1.26%のまま（特例住宅貸付、災害貸付を除きます）変更がなかったことから、6年10月中旬に「令和6年11月以降の償還額一覧表（令和6年11月通知分より）」及び「貸付（継続）通知書（償還明細表）」を学校法人等宛てに送付します。償還明細表については、借受人への配付をお願いします。

◆償還明細表の送付対象者

6年11月以降に最終定期償還を迎える一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付の借受人で、元年10月以前に貸付けを決定した人注 特例住宅貸付、災害貸付は固定利率のため送付はありません。

◆よくある質問Q&A

Q1 償還明細表が送付されなかった借受人がいますが、どうしてですか。

A1 今回送付する償還明細表は、元年11月に送付した償還明細表の続きとなるものです。今回送付していない借受人は、貸付け決定時に送付した「貸付（決定）通知書（償還明細表）」

で最終償還までの明細を確認してください。

Q2 利率変更をする場合に、案内はありませんか。

A2 私学共済ホームページに利率変更の3か月前に掲載します。また、通知文を利率変更の2か月前に全学校法人等宛てに送付します。新利率の償還明細表は利率変更の1か月前に定期償還校宛てに送付します。

◆注意点

今回の償還明細表は、今後5年間に利率変更がなかった場合の内容です。今後、利率変更が生じた場合は、償還明細表を改めて送付します。

（参考）貸付利率の変更

貸付利率は、年4回の基準日（2月・5月・8月・11月の1日）の預託金利率に対応した変動利率制です。基準日以前3か月間の預託金利率の平均値により、基準日に対応した期間の適用利率が決まります。

利率変更の詳細は、私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）福祉事業▼加入者貸付▼貸付利率の変動をご覧ください。

加入者証・加入者被扶養者証廃止に伴う「資格情報のお知らせ」の一斉発送

企画室

加入者証・加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）の廃止に伴う私学事業団の取り扱いのうち、今回は令和6年10月末に一斉発送する「資格情報のお知らせ」についてお知らせします。

一斉発送する目的

医療保険者等が加入者及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）の情報を通知することで、情報の正確性を担保し、すべての人が安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できることを目的としています。この発送は国からの通達に基づき実施するものです。

一斉発送の対象者

9月6日時点で私学共済制度加入中の加入者等に対し、学校法人等宛て（任意継続加入者等は登録住所宛て）に一斉発送します。

注 届いた時点で、すでに資格喪失等により対象でなくなった人についても発送する場合があります（11頁Q6参照）。

一斉発送する「資格情報のお知らせ」に記載する内容

9月6日時点における次の内容を記載します。そのため、最新の内容と異なる場合があります。また、加入者と被扶養者では記載する内容が一部異なりますので注意してください。

記載内容に誤りがある場合は速やかに資格課まで異動届をご提出ください。

◆加入者（任意継続含む）

- ・加入者番号・枝番
- ・氏名及び氏名カナ
- ・生年月日
- ・資格取得年月日
- ・マイナンバー下4桁（※）
- ・窓口負担割合（※）

◆被扶養者（任意継続含む）

- ・加入者番号・枝番
- ・氏名及び氏名カナ
- ・生年月日
- ・認定年月日
- ・加入者氏名
- ・マイナンバー下4桁（※）
- ・窓口負担割合（※）

※ 10月及び12月の一斉発送時のみ記載します。12月2日以降の資格異動時に発行する「資格情報のお知らせ」には記載しません。

注意事項

◆健康保険証利用はできません

「資格情報のお知らせ」は、本事業団が把握している情報を通知するものであるため、健康保険証としての利用はできません。ただし、医療機関等から提示を求められる場合は、その指示に従ってください。

◆マイナンバー下4桁の表示

マイナンバーが登録できていない人は、「0000」と表示されています。「マイナンバー更新連絡票DL」にて本事業団にマイナンバーを報告してください。

◆12月も一部のみに一斉発送します

9月6日以降に新規資格取得した人や、所属学校変更等により加入者番号が変更となった人及び新たに被扶養者の認定を受けた人のみに発送します。

◆同じ内容での再発行はできません

再発行する「資格情報のお知らせ」には、マイナンバーや負担割合の記載はありません。マイナンバーや負担割合の記載がある「資格情報のお知らせ」は、紛失等のないよう注意してください。

再発行に必要な「資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証 交付・再交付申請書DL」は、11月中旬に私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）に掲載予定です。

マイナンバーカードの健康保険証利用促進のお願い

企画室

令和6年12月2日の健康保険証廃止に向けて、国のリーダーシップのもと、地方自治体、医療機関・薬局、保険者、事業主等の関係者が一体となってマイナ保険証の利用促進に取り組んでいます。

その一環として、私学事業団は令和6年11月末までにマイナ保険証受診率を50%（6年5月受診率は7・85%）に引き上げることを求められています。

事務担当者の皆様には、教職員へマイナンバーカードの取得及びマイナ保険証を利用して、医療機関等を受診するよう呼びかけをお願いします。

また、教職員へマイナ保険証を利用するメリットとして次の3点も併せて案内してください。

- 過去のお薬情報や健康診断の結果に基づくより良い医療が受けられます。
- 健康保険証に比べ初診時等の窓口負担が低くなります。
- 限度額適用認定証等が無くても、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証の利用促進にご協力をお願いします。

加入者証等廃止にかかるQ&A

業務部 資格課

加入者証等廃止にかかるQ&Aは、私学共済ホームページにも掲載しています。

Q1 現在持っている加入者証等は、令和6年12月2日から使えなくなりますか。

A1 経過措置が設けられており、7年12月1日までは今までどおり使用できます。ただし、それまでに資格を喪失した場合等は使用できませんので、回収して私学事業団に返納してください。

Q2 加入者証等を使用できるのは、7年12月1日までと聞きました。マイナ保険証を持っていないのですが、どうしたらいいですか。

A2 7年秋の時点で、本事業団から国の機関にマイナ保険証を持っていない人を確認し、交付対象者確認後、学校法人等を通して「資格確認書」を一斉に交付します。

Q3 6年10月末に全加入者と被扶養者の分の「資格情報のお知らせ」が私学事業団から送付されるそうですが、これは何に使うのですか。

A3 国の方針で、加入者証等廃止前に、加入者や被扶養者（以下「加入者等」といいます）がマイナ保険証を安心して利用できるように、加入者等の情報をお知らせし、確認してもらうため送付します。この一斉交付の「資格情報のお知らせ」に限り、マイナンバーの下4ケタと、医療機関等での窓口負担割合を記載します。特定記録郵便により学校法人等宛て発送し、加入者ごとの個別封筒に入れてあります。記載内容を確認するように案内のうえ、配付をお願いします。

Q4 「資格情報のお知らせ」で医療機関等を受診することはできますか。

A4 「資格情報のお知らせ」のみの医療機関等を受診することはできません。

6年12月2日以降、医療機関等で機械の故障などによりマイナ保険証が使用できなかったときに、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」を提示するか、又はスマートフォンを持っている人は、マイナポータルで加入者情報を表示して医療機関等に提示することにより保険診療を受けることができます。

Q5 一斉発送で受け取った「資格情報のお知らせ」を紛失してしまいました。どうしたらよいですか。

A5 再交付を希望する場合は、6年12月2日以降に、新たな用紙「資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証 交付・再交付申請書DL」により再交付申請をしてください。

なお、再交付する「資格情報のお知らせ」には、マイナンバー下4ケタと窓口負担割合の記載はありません。

Q6 「資格情報のお知らせ」の一斉発送分に、すでに資格喪失等をした人や75歳以上の人の分も入っているのはなぜですか。また、その分はどうしたらよいですか。

A6 一斉発送は、9月6日時点で確認できている加入者等を対象としていたため、その後の資格異動処理により資格喪失等や75歳に到達し後期高齢者となった人の分も送付します。ので、ご了承ください。この場合は、学校法人等で破棄してください。

Q7 6年12月2日以降に加入者証を紛失してしまい、マイナ保険証を持っていない場合はどうしたらよいですか。

A7 「資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証 交付・再交付

申請書DL」により「資格確認書」の交付申請をしてください。

「資格確認書」とは、加入者証等に代わるもので、医療機関等の窓口で提示することにより、保険診療を受けることができます。

Q8 経過措置期間中である7年1月1日に、所属学校変更をする教員がいます。所属学校変更後には、何が交付されますか。

A8 6年12月2日以降は、マイナ保険証利用が前提のため、経過措置期間中に所属学校変更や継続資格取得、氏名変更等をした場合は、一律、「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証を持っていない場合は、別途、「資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証 交付・再交付申請書DL」により「資格確認書」の交付申請をしてください。

なお、申請による「資格確認書」の交付後、さらに所属学校変更等の異動をした場合は、異動前に受けていた証を交付しますので、この事例の場合、2回目の異動後には「資格確認書」を交付します。

注 「資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証 交付・再交付申請書DL」は、11月中旬に私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）に掲載予定です。

被扶養者の再審査と 加入者証等の検認を実施します

業務部 資格課

私学事業団では、加入者との生計維持関係を確認するため、被扶養者の再審査と加入者証等の検認を行っています。

令和6年度は、東日本ブロックの学校法人等を対象に、被扶養者の再審査と加入者証等の検認を実施します。西日本ブロックの学校法人等は、加入者証等の検認のみ実施します。

東日本ブロック

県コード01(北海道)～15(新潟)

再審査と検認を実施します

◆実施日程

通知文・回答書等の発送

9月12日(木)～17日(火)

回答書・結果報告書の提出締め切り

11月8日(金) 必着

再審査結果通知の発送

7年2月7日(金)

◆再審査の対象となる被扶養者

5年12月31日以前に認定されている被扶養者(6年12月1日までに75歳を迎える被扶養者及び75歳を迎える加入者の被扶養者を除きます)のうち、次の①②のいずれか(又は両方)に該当する被扶養者

表 被扶養者の収入要件・同居要件

	対象となる被扶養者	認定要件	確認書類
収入要件	・60歳未満の人	◎年収130万円未満 (月額108,334円未満)	所得証明書 収入見込証明書等
	・60歳未満で障害を事由とした年金を受給している人	◎年収180万円未満 (月額15万円未満)	所得証明書 年金改定通知書等
	・60歳以上の人		
同居要件	・3親等の血族 (ひ孫、おじ・おば、甥・姪等) ・姻族 (配偶者の父母や兄弟、子の配偶者等)	◎同居 →別居した時点で 被扶養者を取り消し	住民票等

◆再審査で確認する内容

収入及び同居の要件等に該当していることを確認します(表参照)。

その他、次の場合は被扶養者の取り消しが必要となるため、併せて確認してください。

- ・就職して社会保険に加入した
- ・結婚、離婚、離縁など親族関係が変更になった
- ・加入者より優先される扶養義務者が社会保険に加入した、加入者の収入を上回った

◆国内居住要件を満たさなくなった

◆再審査回答書の提出方法

学校法人等から再審査回答書を加入者に配付してください。加入者が対象となる被扶養者の現況を確認して回答書に記入したものを学校法人等が取りまとめ、回答書の回収結果を結果報告書に記入し、回答書とともに期限日までに本事業団へ提出してください。

なお、回答書を提出する際に、表に記載した確認書類を添付する必要はありませんが、本事業団が必要と認めた場合は、確認書類を追加で提出していただくことがありますので、要件の確認は確実にお願いします。

回答書の提出がない場合は、被扶養者の認定を継続することができないため、**本事業団において被扶養者の認定を取り消します。**

回答書の回収漏れや提出忘れのないよう注意してください。

◆被扶養者の要件を欠いたとき

被扶養者としての要件を欠いていることが分かったときは、回答書にその旨を記入するとともに、必ず「被扶養者取消申請書DL」も提出してください。

◆加入者証等の検認

加入者及び再審査の対象とならない被扶養者は、加入者証等の検認を行ってください。本事業団から送付する再審査・検認該当者一覧の記載内容を学校法人等が確認するか、送付する検認表を加入者に配付し、内容を確認したのち、再審査の結果と併せて結果報告書に記載し、本事業団に提出してください。なお、検認表は提出不要です。

記載内容に訂正等がある場合は、所定の報告書等により手続きが必要です。私学共済ホームページ「よくある質問(Q&A)」▼被扶養者再審査にかかると「Q&A」を参考にしてください。

西日本ブロック

県コード16(富山)～47(沖縄)

検認を実施します

◆実施日程

通知文・検認表等の発送

9月18日(水)～20日(金)

結果報告書の提出締め切り

11月8日(金) 必着

検認方法は、前記の東日本ブロック「加入者証等の検認」と同様です。

定時決定にかかる確認通知書を送付します

令和6年9月6日～10日発送

業務部 資格課

「標準報酬基礎届書DL」(以下「基礎届書」といいます。電子媒体による報告も含みます)による定時決定にかかる標準報酬月額について、「確認通知書(2)」を定形外郵便で送付します。

学校法人等用と加入者用の2種類ありますので、加入者用は、必ず加入者に配付してください。

「確認通知書(2)」の異動内容

◆定時決定

- 「基礎届書」の報告に基づき、4・5・6月の報酬の平均額で標準報酬月額を決定

- ただし、4・5・6月の3か月とも無給又は休職給が支払われている、もしくは支払基礎日数が17日未満(短時間労働加入者は11日未満)であった加入者は、現在確認されている標準報酬月額と同額で決定

◆定時決定(年平均額)

- 「基礎届書」、「保険者決定(年間報酬額の平均額により算定)の申立書DL」及び「標準報酬基礎届・保険者決定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び加入者の同意書DL」に基づき、年平均額で標準報酬月額を決定

◆定時決定不要者

- 6年6月1日から8月31日までに資格取得(所属学校等変更は除きます)した加入者は、資格取得時の報酬額で標準報酬月額を決定
- 6年7月又は8月に標準報酬月額を改定した加入者は、改定後の報酬月額で標準報酬月額を決定

◆定時決定(保険者決定)

- 「基礎届書」が未提出又は記入漏れなどにより、やむを得ず私学事業団が現に確認している直近の標準報酬月額で決定

定時決定にかかる訂正等

◆決定した標準報酬月額の訂正

「確認通知書(2)」の内容に誤りがある場合は「報酬月額訂正申出書DL」を、保険者決定の場合は「基礎届書」を至急提出してください。

◆決定した標準報酬月額の有効期間

大幅な報酬の増減がない限り6年9月から7年8月まで適用し、毎月の掛金等や給付金等の算定基礎となります。

◆後期高齢者医療制度に該当する人

75歳以上(70歳以上で障害認定された人も含みます)の後期高齢者医療制度に該当する人は、「確認通知書(2)」

に年金等給付の支給停止額の計算基礎となる等級と標準報酬月額を表示していますが、掛金の徴収はありません。異動内容が「定時決定(保険者決定)」となっている場合は、「基礎届書」を至急提出してください。

◆「資格喪失報告書DL」の提出

すでに退職している加入者の氏名が「確認通知書(2)」に記載されている場合は、「資格喪失報告書DL」を提出しているか確認し、未提出であれば至急提出してください。なお、退職日等が1年以上遡る場合は、業務部資格課までご連絡ください。

◆学校法人等用の異動内容欄に

「***」印のある人

「基礎届書」で届け出た報酬(平均額)が、現に確認されている標準報酬月額に比べて2等級以上の差がある加入者については、学校法人等用の異動内容欄に「***」印が表示されます。

この表示のある人が次の①②に該当する場合は、「標準報酬月額改定届書DL」を至急提出してください。

注「***」印があっても、非固定的給与(残業手当、宿日直手当等)の増減による変動だけで、固定的給与(基本給、扶養手当、通勤手当等)が変動しないときは、「標準報酬月額改定届書DL」の提出は不要です(詳細は「事務の手引 令和6年版」78頁及び本誌6月号11頁参照)。

①昇給等による固定的給与の変動

〔事例〕4月に昇給して固定的給与が変動し、4・5・6月の報酬の平均額が、現に確認されている標準報酬月額に比べ2等級以上増額になった場合

〔届け出方法〕算定基礎月を4・5・6月とし、7月改定として届け出てください。なお、基本給が変動せず、扶養手当や通勤手当だけが変動した場合も、固定的給与の変動にあたります。

②遡ってベース改定(差額支給)を実施〔事例〕4月に遡ったベース改定を5月に実施し差額を支給した場合で、改定後の額で5・6・7月の報酬の平均額が、現に確認されている標準報酬月額に比べ2等級以上増額になった場合

〔届け出方法〕差額支給した月(新ベースで報酬を支給した月)が変動月(算定基礎月の初月)となります。算定基礎月の5・6・7月には、改定後の報酬額を記入して届け出てください。8月改定となります。

◆7月以降に、ベース改定(差額支給)を実施したとき

変動月が7月以降になるとときには、「基礎届書」の訂正は必要ありません。変動月から3か月の報酬の平均額が定時決定(ベース改定前の額で決定)で確認された標準報酬月額と比べて2等級以上の増減がある場合は「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

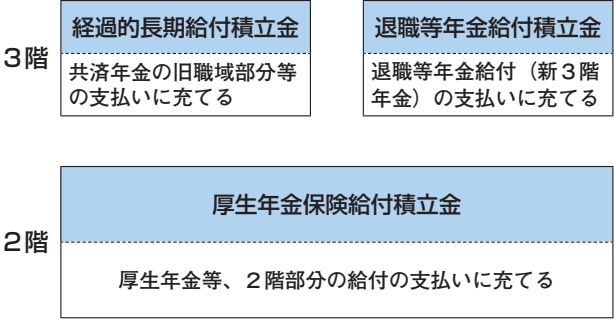
令和5年度 年金積立金の運用状況

資産運用部

年金積立金の区分

年金積立金は、図のとおり、厚生年金等2階部分の給付の支払いに充てるための厚生年金保険給付積立金・共済年金の旧職域部分相当給付（旧3階年金）等の支払いに充てるための経過的長期給付積立金・退職等年金給付（新3階年金）の支払いに充てるための退職等年金給付積立金に区分し、それぞれの区分に応じて運用しています。

図 年金積立金のイメージ



管理運用の方法

年金積立金は、それぞれの積立金ごとに適切に管理運用を行うため、基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」を定めています。

◆管理運用の目的

加入者（被保険者）の利益のため、長期的な観点から、安全かつ効率的に管理運用を行うことを目的としています。

◆運用の目標

○厚生年金保険給付積立金

厚生年金の給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に実質的な運用利回り（運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）を最低限のリスクで確保することを目標としています。

○経過的長期給付積立金

旧職域部分等の給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することに加え、厚生年金保険料や退職等年金給付掛金の軽減に寄与することを目標としています。

○退職等年金給付積立金

制度上設定される基準利率以上の運用利回りの確保を目標としています。

◆基本ポートフォリオによる投資

積立金ごとに運用の目標は異なることから、それぞれ長期的観点で最適な資産配分と考える「基本ポートフォリオ」を策定しています。

特に、厚生年金保険給付積立金と経過的長期給付積立金については、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本としています。なお、基本ポートフォリオは適宜検証を行っており、必要に応じて見直すこととしています。

◆資産運用検討委員会

私学関係者と資産運用関係の有識者で構成され、年金積立金の運用に関する管理運用の方針の策定及び変更、基本ポートフォリオの検証、管理運用状況の評価及び公表に関して意見を聞くために、定期的に開催しています。

市場環境（表1）

国内株式は、東証による「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請や企業業績の改善、積極的な自社株買いなどを背景に上昇し、日経平均株価は令和6年2月にバブル期以来34年ぶりの最高値を更新し、3月には4万円を超える水準となりました。外国株式は、イスラエルとイスラム組織ハマスとの軍事衝突など地政学リスクの高まりがみられたものの、米国の景気後退は回避可能との見通しから株価は上昇し、NYダウは6年3月に

表1 主要指標（令和5年度の動向）

指 標		4年度末	5年9月末	5年度末	前年度末 対比	傾向
株式	日経平均(円)	28,041.48	31,857.62	40,369.44	12,327.96	上昇
	NYダウ(ドル)	33,274.15	33,507.50	39,807.37	6,533.22	上昇
金利	日本国債10年(%)	0.35	0.77	0.73	0.38	上昇
	米国債10年(%)	3.47	4.57	4.20	0.73	上昇
為替	ドル／円(円)	132.86	149.37	151.35	18.49	円安
	ユーロ／円(円)	144.09	157.95	163.30	19.21	円安

史上最高値を更新しました。
国内金利は、日銀がイールドカーブ・コントロールの柔軟化を7月・10月に決定し、6年3月には平成28年1月から続けていたマイナス金利政策を解除したこと、長期金利は上昇しました。米国金利は、7月のFRBの利上げ後、利下げ時期を探る状況となり、やや変動が大きい展開となりましたが、通期では上昇しました。
為替（ドル、円）は、日米の金融政策の方向性の違いから円安が進展し、通期では大幅な円安となりました。

表2 厚生年金保険給付積立金の運用状況

区 分	基本ポートフォリオ		簿 価 (億円)	時 価 (億円)	評価損益 (億円)	時価構成 割合	乖離幅	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅						
国内債券	25%	±10%	9,502	9,471	△ 31	23.6%	△1.4%	△0.47%
国内株式	25%	±8%	6,298	10,397	4,099	25.9%	0.9%	38.00%
外国債券	25%	±6%	8,874	9,849	974	24.6%	△0.4%	15.47%
外国株式	25%	±7%	4,773	10,373	5,600	25.9%	0.9%	38.07%
合 計	100%	—	29,447	40,089	10,642	100.0%	—	22.98%

注1 国内債券には、貸付金と短期資産を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注2 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。

運用状況

◆厚生年金保険給付積立金

厚生年金保険給付積立金の年度末残高（時価）は、4兆89億円となり、5年度の運用利回りは、プラス22.98%でした（表2）。

国内債券の運用利回りはマイナスでしたが、外国債券、国内株式、外国株式はプラスとなりました。特に第1・第3四半期の内外株式市場の大幅な上昇が全体にプラス寄与となりました。また、外国債券も円安がプラス寄与となりました。

◆経過的長期給付積立金

経過的長期給付積立金の年度末残高（時価）は、2兆262.8億円となり、5年度の運用利回りは、プラス9.49%でした（表3）。

経過的長期給付積立金についても、厚生年金保険給付積立金と傾向はほぼ同じで、主として内外株式が好調であったことがプラスの利回りに大きく寄与しました。

○積立金の負債対応部分と剰余部分

経過的長期給付積立金には、共済年金の旧職域部分等の支払いに必要な額（負債対応部分）を超える額（剰余部分）が存在します。

この剰余部分は、基本ポートフォリオの対象とせず、その全額を国内債券等の安全資産で運用することとしています。

なお、この剰余部分を財源として厚生年金保険料や退職等年金給付掛金の軽減を実施しています。

表3 経過的長期給付積立金の運用状況

区 分	基本ポートフォリオ		簿 価 (億円)	時 価 (億円)	評価損益 (億円)	時価構成 割合	乖離幅	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅						
国内債券	35%	±9%	15,787 (3,514)	15,648 (3,506)	△ 140 (△8)	69.2% (33.4%)	— (△1.6%)	0.14% (△0.62%)
国内株式	25%	±8%	1,610 (1,610)	2,709 (2,709)	1,099 (1,099)	12.0% (25.8%)	— (0.8%)	36.46% (36.46%)
外国債券	15%	±4%	1,325 (1,325)	1,545 (1,545)	220 (220)	6.8% (14.7%)	— (△0.3%)	14.75% (14.75%)
外国株式	25%	±8%	1,170 (1,170)	2,726 (2,726)	1,556 (1,556)	12.0% (26.0%)	— (1.0%)	35.77% (35.77%)
合 計	100%	—	19,893 (7,620)	22,628 (10,487)	2,736 (2,867)	100.0% (100.0%)	— —	9.49% (19.93%)

注1 国内債券には、短期資産を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注2 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。
注3 上段は剰余部分を含む積立金全体を表し、（ ）内については、基本ポートフォリオの対象である負債対応分を表しています。

表4 退職等年金給付積立金の運用状況

区 分	基本ポートフォリオ		簿 価 (億円)	簿価構成 割合	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅			
国内債券	100%	-10%	3,998	99.0%	0.75%
国内株式	0%	+10%	0	0.0%	0.00%
短期資産	—	—	40	1.0%	0.00%
合 計	100%	—	4,037	100.0%	0.75%

注1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注2 運用利回りは、実現収益率です。
注3 国内債券の許容乖離幅は、短期資産との合算で管理しています。

退職等年金給付制度の基準利率は、5年10月から6年9月まで0.07%に設定しており、基準利率を上回る運用利回りが確保できています。

◆退職等年金給付積立金
退職等年金給付積立金の年度末残高（簿価）は、4,037億円となり、5年度の運用利回りは、0.75%でした（表4）。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」情報公開「年金資産の運用」をご覧ください。

共済業務

共済定期保険後期募集にかかる
学校加入コースのご案内

福祉部 貯金・貸付課

学校法人等の福利厚生制度として
ぜひご利用ください

学校加入コースとは

学校加入コースは、学校法人等に所属する加入者が、業務中、業務外を問わず病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、保障する制度です。

学校法人等が保険料を負担し、死亡保険金は弔慰金・死亡退職金等として加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人に直接支払われます。

保険料

- ・原則、全額損金として処理できます。
- ・収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

(参考) 令和5年度配当率約40・65%

保障額

- ・10万円から300万円までの10種類の中から選択できます。
- ・全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することが出来ます。

加入申込審査

医師等による審査はなく、加入資格(告知内容)に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

加入申込期間(7年4月1日加入)

6年11月1日～29日

注 詳細は、10月下旬に送付する後期募集パンフレットをご覧ください。

被扶養者にかかる

後期高齢者の住所届

業務部 資格課

被扶養者が75歳の誕生日を迎えて後期高齢者になると、私学共済制度の被扶養者ではなくなります。その後は、後期高齢者医療制度の被保険者として、被扶養者本人が広域連合に保険料を納付して加入することになります。

この保険料は、私学事業団から広域連合に被扶養者の住所情報等を提供することにより軽減されます。

原則として、加入者同一の住所を提供しますが、被扶養者が75歳の誕生日を迎える時点で加入者と住所が異なる場合は、「後期高齢者医療制度住所届DL」を忘れずに提出してください。

宿泊所・保養所の

年末年始の宿泊予約

施設部 管理課

宿泊所・保養所の12月31日及び1月中の宿泊は、10月1日(火)から予約受付を開始します。

申し込みの電話が集中するため、一時的につながりにくくなることがあります。あらかじめご了承ください。

注1 子ども料金の対象は、3歳以上小学生以下です。

注2 宿泊予約は、電話で各宿泊所・保養所に直接お申し込みください。

注3 金沢「兼六荘」の予約は、宿泊の1年前から受け付けを開始しています。

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等は、一部を除き私学共済ホームページ(様式用紙等ダウンロード)から内容(分類)別又は用紙名(50音順)で検索し、ダウンロードすることが出来ます。ダウンロードできない用紙は、「様式用紙等請求フォームDL」又は任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名(様式番号は不要)⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。

なお、様式用紙等は変更することがありますので、利用のつど必要枚数を取得してください。

年末年始(12月31日～1月3日)の特別料金

宿泊所・保養所名	電話番号	料金(1泊2食)	
		大人	子ども
湯河原 敷島館	0465(63)3755	17,900円	10,400円
箱根 対岳荘	0460(82)2094	19,800円	12,000円
鎌倉 あじさい荘	0467(22)3506	14,500円	8,700円
葉山 相洋閣	046(875)7300	16,000円	9,500円
金沢 兼六荘	076(232)1239	18,500円(ツインA)	
志賀高原 やまゆり荘	0269(34)2102	12,000円	6,500円
軽井沢 すずかる荘	0267(45)7311	14,800円	8,800円
京都 白河院	075(761)0201	18,600円	11,000円

請求先		様式用紙等の 請求専用FAX番号
広報相談センター相談班		03(3813)1081
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	092(713)3581

ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス（京都を除きます）共済業務課では、地域の加入者や事務担当者を対象に各種説明会を開催しています。

参加費は無料ですので、ぜひ参加してください。

なお、申込人数が少ない場合など、状況により中止することがあります。

加入者向け説明会

日々の生活に役立つ

私学共済制度を学びましょう

◆内容

加入者の日々の生活を支える共済制度について説明します。

病気やケガをしたときの短期給付や老後の生活を支える年金等給付のしくみを始め、人間ドック利用費用補助や各種補助券の利用方法など、加入者に役立つ情報をお知らせします。

新しく加入した人から共済制度を一から知りたい人まで、幅広く参加できます。

◆参加対象者

加入者・被扶養者及び事務担当者

◆開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌

地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます

◆内容

私学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。

毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務への理解を深める機会にしてください。

◆参加対象者

事務担当者

◆開催日程・申し込み方法

説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を別途送付します。開催案内に同封の「地域事務担当者向け説明会参加申込書」に参加者を記入のうえ、各共済業務課まで郵送により申し込んでください。

学校訪問型説明会

学校法人等に講師を派遣します

◆内容

共済業務課職員が、学校に直接訪問して、私学共済制度の概要等を説明します。

学内の研修や教職員向けの説明会などに活用できます。

詳細は、各共済業務課までお問い合わせください。

共済業務

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話番号（直通）	ブロック広報誌
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	011（222）6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス共済業務課	022（299）6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス共済業務課	03（3812）2577	Promenade
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス共済業務課	052（957）1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス共済業務課	06（6393）9701	Present
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス共済業務課	082（262）1134	SunSunニュース
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	092（752）0651	そよ風

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

● 積立貯金の後期募集が始まります

申出受付期間 9月26日(木)～10月25日(金)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きしてください。なお、積立貯金のパンフレットは8月下旬に発送します。追加でパンフレットが必要な場合は貯金・貸付課貯金係まで連絡してください。

また、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内 ▶ 福祉事業 ▶ 積立貯金 ▶ 積立貯金の各種手続き〕にも掲載しています。

● 制度のあらまし

- 利率 年利0.25% (半年複利。利率は、金融情勢の変動等により変更する場合があります)
- 積立金額単位 1,000円単位
- 積み立て方法 (②のみの積み立てはできません)
 - ① 定時積立金 毎月の給与から
 - ② 臨時積立金 年3回・夏期・冬期・春期の賞与等から
- 今回の申し込みによる積み立て開始時期
11月の給与から〔払込期限は12月10日(火)〕

● 申し込み方法

- 新規加入 「貯金加入申込書」
- 積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- 積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出受付期間内に提出してください。

提出締め切り日：10月25日(金) 私学事業団必着

● 送付先(積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号

私学事業団共済事業本部 貯金係

注 積立貯金以外の書類は、共済事業本部の住所宛てに送付してください。誤って同封しないよう注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

● アイリスプランの募集

私学事業団では、教職員生涯福祉財団と提携して教職員の経済生活支援事業「アイリスプラン」を実施しています。

詳細は、9月上旬に学校法人等に送付する募集パンフレットをご覧ください。

● 問い合わせ先

専用ダイヤル 0120(844)022

【福祉部 貯金・貸付課】

● 貸付けの申込締め切り日に
注意してください

10月2日(水) 送金分は9月13日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日曜日又は休日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

● 令和6年度 特定健康診査の
健診結果データ提出期限(第1回)

令和6年度の定期健康診断を実施済みの学校法人等は、特定健康診査にかかる健診結果データを取りまとめ、9月30日(月)までに提出してください。

提出の際は、事務の効率化と記載不備防止のため、私学事業団のフォーマットによるデータ又は健診機関作成のXML形式等のデータでの提出をお願いします。

詳細は、6月下旬に送付した事務担当者用「特定健診元気ガイド」をご覧ください。私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内 ▶ 刊行物 ▶ 事務担当者向けの刊行物〕にも掲載しています。

【福祉部 保健課】

9 月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金等 7月調定納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 8月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
24日(火)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
26日(木)	貯金 後期加入申し込み開始
30日(月)	掛金等 8月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 9月分定期償還口座振替(自振校のみ) 掛金等 8月調定納期限 貸付 10月22日送金申し込み締め切り 特健 特定健康診査の健診結果データ提出期限(第1回目)

10 月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 9月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 11月5日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

委員就任のお知らせ

◆運営審議会

令和6年8月1日付

再任 小原 芳明

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和6年9月分)

助成業務の学校法人等向け貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び8月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに**私学事業団指定口座に入金**してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「**電信扱い**」にしてください。
 - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の**法人番号と法人名を通信欄**に入力して、お振り込みください。
 - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「**学校法人単位**」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について(令和6年9月分)〕も併せてご覧ください。

※共済業務における積立貯金・加入者向け貸付事業については、取り扱い及び担当部署が異なりますのでご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

令和6年10月は、「令和6年度教員経費に係る調査票」、「令和6年度学生経費に係る調査票」、「令和6年度認証評価経費調査票」等について掲載する予定です。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300~7310

7312~7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

私学事業団の刊行物案内「今日の私学財政」 こんにち

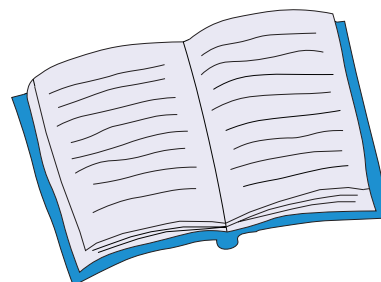
- ◆「令和5年度版 大学・短期大学編」(CD-ROM)
令和5年12月刊行 3,500円(税込)
- ◆「令和5年度版 高等学校・中学校・小学校編」(CD-ROM)
令和6年1月刊行 2,300円(税込)
- ◆「令和5年度版 幼稚園・特別支援学校編」(冊子)
令和6年8月刊行 2,000円(税込)
- ◆「令和5年度版 専修学校・各種学校編」(冊子)
令和6年8月刊行 2,000円(税込)

NPO法人学校経理研究会を通じてご購入いただけます。
ご購入を希望される方は、NPO法人学校経理研究会
(☎03-3239-7903・Eメール gaku@keiriken.net) に直接お問い合わせください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp



宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから
宿泊予約ができます。



鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分

長谷プラン

グレードアップした夕食が人気の宿泊プランです。

1泊2食(2名1室／1名様) 12,200円～
1泊2食(1名1室／1名様) 13,700円～

取扱期間：通年(年末年始、夏期期間を除きます)

・スタンダードな夕食の「あじさいプラン」(10,500円～)も用意しています。



長谷プラン 夕食(イメージ)

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
北陸新幹線「軽井沢」駅から、しなの鉄道で「中軽井沢」駅下車、南口から徒歩10分

紅葉プラン

軽井沢の秋を和食会席の夕食でお楽しみいただくプランです。

1泊2食(2名1室／1名様)本館和室 11,000円～

取扱期間：令和6年11月30日まで

1泊2食(2名1室／1名様)コテージ 12,200円～

取扱期間：令和6年10月31日まで

・追加料金2,000円(ワンランクアップ料理 さくら草)で、夕食(通常料理)の一部を信州牛陶板焼きと長野産フルーツ盛り合わせに変更できます。



融資事業のご案内

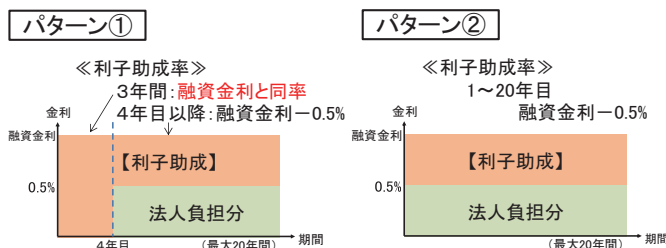
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(令和6年8月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 2.20	年% 1.70	年% 1.10	年% 1.00
寄宿舎などの建築・用地取得	2.30	1.80	1.20	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.10	(5.5年以内) 0.90

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp